2024年度第2回生乳検査外部精度管理調査結果についての「生乳検査精度管理認証制度」にかかる標準値と許容範囲(お知らせ)

I. 標準値

1. 成 分

(単位:%)

				(,	
	区分	試料1	試料 3		
都府県標準値	乳脂肪分	3.50	3.79	4.10	
	無脂乳固形分	8.97	8.79	8.57	
北海道標準値	乳脂肪分	3.53	3.82	4.13	
	無脂乳固形分	8.96	8.78	8.56	

都府県標準値:都府県の参加施設の測定値に統計処理を実施した後の平均値 北海道標準値:(公社)北海道酪農検定検査協会のマスターマシン測定値

2. 体細胞数

(単位: 10³/ml)

区分	共通試料A	共通試料B	
標準値	210	350	

Ⅱ. 許容範囲(生乳検査精度管理認証規程 第Ⅱ章第18条)

1. 成 分(赤外分光多成分測定装置の場合)

(単位:%)

区分		試料1		試料2		試料3				
都府県	乳脂肪分	3.45	~	3.55	3.74	~	3.84	4.05	~	4.15
	無脂乳固形分	8.90	~	9.04	8.72	~	8.86	8.50	~	8.64
北海道	乳脂肪分	3.48	~	3.58	3.77	~	3.87	4.08	~	4.18
	無脂乳固形分	8.89	~	9.03	8.71	~	8.85	8.49	~	8.63

2. 体細胞数 (迅速測定機のみ対象)

(単位: 10³/ml)

区分	共通試料A	共通試料B
標準値	180 ~ 240	315 ~ 385

«参考» 生乳検査精度管理認証規程(抜粋)

第11条 外部精度管理調査結果への対応

乳技協代表理事は、外部精度管理調査の結果、許容範囲を逸脱した認証施設について、次のように措置する。

- 1. 脂肪分及び無脂乳固形分それぞれ6点を持ち点とし、第18条第1項(成分)の許容範囲を逸脱した検体ごとに-1点とし、累積減点数を求める。
- 2. 累積減点数により、次の対応を実施する。ただし、次回の調査の結果、検体全てが許容範囲内となれば累積減点数をゼロに戻す。
 - (1) 事前警告

累積減点 -1点から-5点

施設責任者に、文書により、原因、改善措置、その実施結果等を記載した改善報告書の提出を求め、その内容を認証特別委員会に報告する。

(2)警告

累積減点 -6点以上

施設責任者に、文書により、改善報告書の提出を求めるとともに、認証一時停止及び取り消しの警告を行い、 その内容を認証特別委員会に報告する。

3. 第18条第2項(体細胞数)の許容範囲を逸脱した施設責任者に、文書により、原因、改善措置、その実施結果等を記載した改善報告書の提出を求め、その内容を認証特別委員会に報告する。

第18条 外部精度管理調査の許容範囲

乳技協が公表する標準値からの許容範囲

- 1. 成 分(絶対値評価)
- (1)標準法(変法を含む)及びマイクロ波法

日常検査を標準法等で実施している場合

乳脂肪分 ±0.05%以内

全乳固形分(無脂乳固形分)±0.04%以内

(2) 赤外分光多成分測定装置

日常検査を赤外分光多成分測定装置で実施している場合

乳脂肪分 ±0.05%以内 無脂乳固形分 ±0.07%以内

- *積み上げ測定を行っている場合は、タンパク質±0.03%以内、乳糖±0.04%以内が望ましい。
- *a値(1.00)を使用している場合は、校正の際、標準法の無脂乳固形分=タンパク質+乳糖+a値(1.00)と同等性を確保するため乳糖の値を補正することとする。
- 2. 体細胞数(相対値評価:迅速測定機のみ対象、ブリード法は対象外)

±10%以内(30万/ml以下の場合は「±3万/ml」とする)

(本資料のお問い合わせ先:乳技協認証グループ太田・吉田・山口 TEL03-3264-1921)